

湯沢市公共事業電子入札運用基準の一部改正について

湯沢市公共事業電子入札運用基準の一部を次のように改正する。

附 則

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

湯沢市公共事業電子入札運用基準の一部改正新旧対照表

新			旧		
(用語の定義)			(用語の定義)		
第 2 (略)			第 2 (略)		
2 「電子証明書」とは、電子 <u>認証局</u> が発行した電子的な証明書で、秋田県の電子入札システムで利用可能な電子証明書は、コアシステム対応認証局が発行し、「ＩＣカード」に格納されたものをいう。			2 「電子証明書」とは、電子 <u>承認局</u> が発行した電子的な証明書で、秋田県の電子入札システムで利用可能な電子証明書は、コアシステム対応認証局が発行し、「ＩＣカード」に格納されたものとする。		
(利用者登録)			(利用者登録)		
第 3 (略)			第 3 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 許可換えの場合は、利用者登録情報が削除されたことを確認した後、すみやかに新しい許可番号で利用者登録を行うものとする。この際、既に旧許可番号で手続きを行った案件があるとき、入札前である場合は、 <u>第 1 0</u> による紙入札へ変更するものとし、入札後である場合は、開札結果の確認は開札会場で行うものとする。			3 許可換えの場合は、利用者登録情報が削除されたことを確認した後、すみやかに新しい許可番号で利用者登録を行うものとする。この際、既に旧許可番号で手続きを行った案件があるとき、入札前である場合は、 <u>第 9</u> による紙入札へ変更するものとし、入札後である場合は、開札結果の確認は開札会場で行うものとする。		
(共同利用における取扱い)			【追加】		
第 6 入札可能なＩＣカードは、第 4 の規定によるほか、別紙 1 の秋田県電子入札共同利用連絡協議会正会員（以下「正会員」という。）の入札参加資格を有する代表者に限る。					
<u>第 7 ～第 1 0</u> (略)			<u>第 6 ～第 9</u> (略)		
<u>第 1 1</u> (略)			<u>第 1 0</u> (略)		
番 号	使用するアプリケーション	保存するファイル形式	番 号	使用するアプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word <u>2016</u> 形式 <u>以降</u> のもの	1	Microsoft Word	Word <u>XP</u> 形式 <u>以下</u> のもの

新			旧		
2	Microsoft Excel	Excel2016 形式以降のもの	2	Microsoft Excel	Excel XP 形式以下のもの
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、 <u>PNG 形式</u>) 上記に加え特別に認めたファイル形式)	3	その他のアプリケーション	PDF ファイル 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、 <u>_____</u>) 上記に加え特別に認めたファイル形式)
2 圧縮方法の指定 ファイル圧縮を認める場合は、<u>_____</u> Z I P 形式とする。ただし、自己解凍方式は認めないものとする。 3 郵送または持参を認める基準 技術資料の容量が 3 MB を超える場合には、郵送または持参による提出とする。(様式第 3 号) また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。 4 郵送の方法及び時間設定 郵送で提出を認める場合には、必要書類一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。 また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、技術資料として次の内容を記載した書面を送信するものとする。 (1) 郵送する旨の表示 (2) 郵送する書類の目録 (3) 郵送する書類のページ数 (4) 発送年月日 郵送の締切 (必着。以下同じ。) は電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを利用するものとする。<u>_____</u> <u>_____</u> 第 1 2 ～ 第 1 8 (略) 別紙 1			2 圧縮方法の指定 ファイル圧縮を認める場合は、<u>L Z H</u>または<u>Z I P</u> 形式とする。ただし、自己解凍方式は認めないものとする。 3 郵送または持参を認める基準 技術資料の容量が 3 MB を超える場合には、郵送または持参による提出とする。(様式第 3 号) また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。 4 郵送の方法及び時間設定 郵送で提出を認める場合には、必要書類一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。 また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、技術資料として次の内容を記載した書面を送信するものとする。 (1) 郵送する旨の表示 (2) 郵送する書類の目録 (3) 郵送する書類のページ数 (4) 発送年月日 郵送の締切 (必着。以下同じ。) は電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを利用するものとし、<u>郵送された資料を受領した際には速やかに電子入札システムによる受付票の発行を行う。</u> 第 1 1 ～ 第 1 7 (略) 【追加】		